

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社PinT
住所	東京都千代田区神田須田町1-16-5

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	・小売電気事業 日本全国（沖縄・離島を除く）において電気供給を展開しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推進体制	・企画本部にてサービスの企画検討及び電源調達方針を策定し、代表取締役以下の 会議体にて経営判断を行うといった体制をとっております。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2022年度）	0.554 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.498 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	当年度目標（2023年度）	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	短期目標（2025年度）	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	長期目標（2033年度）	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	（目標に係る措置の考え方）  ・再生可能エネルギー普及促進に資するサービス企画・電源調達を含め、温室効果 ガス排出量抑制に取り組んでまいります。		

\*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。  
 \*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。  
 \*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022 年度)	0 (千kWh)	0 (%)
	当年度目標 (2023 年度)	0 (千kWh)	0 (%)
	短期目標 (2025 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2033 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022 年度)	8 (千kWh)	0.14 (%)
	当年度目標 (2023 年度)	539 (千kWh)	9.68 (%)
	短期目標 (2025 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2033 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用エネルギーの利用に努めている事業者からの調達についても検討してまいります。</li> </ul>		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火力発電所は所有しておりません。</li> </ul>		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー普及促進や電気自動車の普及促進等に資するサービス企画を進めてまいります。</li> </ul>		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にございません。</li> </ul>		

\*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

\*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分を除いたものをいう。

\*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

\*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分を除いたものをいう。

\*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。